

M&P LEGAL NEWS ALERT #27

個人情報・プライバシー保護とデータ利活用の調和に向けた今後の在り方を議論するラウンドテーブルの開催

2025年8月7日

弁護士 金山 藍子
弁護士 日置 巴美
弁護士 田中 太郎
弁護士 清水 裕大
弁護士 榮村 将太

■ 概要および主要なポイント

- ・ 2025年6月11日、三浦法律事務所は、個人情報・プライバシーの保護とデータ利用の調和をテーマにしたラウンドテーブルを開催しました。本ラウンドテーブルでは、①個人情報保護法の「3年ごと見直し」で検討されている子ども・生体データ・広告規制等に関する制度的課題（パネルセッション①）と、②2025年5月28日に成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI法）の運用に向けた論点（パネルセッション②）について、民間企業、学术界、行政機関の有識者が一堂に会し、多角的な意見交換が行われました。
- ・ パネルセッション①では、デジタル空間における子どもの個人情報・プライバシーの保護に加えて、データ利活用を通じた利便性の視点を含め、目的に応じた、柔軟な制度設計の必要性が指摘されました。特に年齢確認や親権者確認の実務的困難性や、子どもの意思を丁寧に汲み取る仕組みの重要性について議論されました。生体認証データについては、その不変性ゆえのリスクや感情的被害の可能性を踏まえつつ、利活用の文脈ごとに異なるリスク特性に対応する形で、現実のシナリオに基づいたユースケースに基づく制度設計が求められるとの意見が示されました。
- ・ パネルセッション②では、AI法が、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルに基づく動的な制度運用を志向しており、罰則ではなく透明性と改善による規律形成を図る点が特徴とされました。今後、規制当局と企業・消費者等のステークホルダーとの継続的な対話を通じた共同的なルール形成が期待されており、自主的な基準の策定や、「広島AIプロセス」に代表される官民連携の枠組みも注目されています。
- ・ 今後の制度設計に向けた視座として、本ラウンドテーブルでは、個人情報やAI利活用を巡る規制につき、リスクの変化に応じて柔軟に見直される必要があるという点で意見が一致しました。過度な規制によるイノベーションの阻害を避けつつ、信頼性を高めることが、日本の持続的な競争力の鍵であるとの認識が示されました。そのためには、国際的な動向や企業の自主的な取組を踏まえつつ、バランスの取れた制度設計が求められます。

1. パネルセッション①：個人情報保護法と「いわゆる3年ごと見直し」

(1) 子どもの個人情報・プライバシー保護について

本パネルでは、デジタル空間における子どもの保護の必要性を前提としつつ、個人情報・プライバシー保護に限定することなく、インターネットの利活用を通じて子どもが享受し得る便益を含む子どもの権利・利益の調和をどう図るかについて、さまざまな視点から意見が交わされました。

まず、出発点として確認されたのは、子どもの最善の利益を考慮すること、子どもの権利を尊重することが、保護の基礎にあるべきとの考え方です。そして、子どもがサービス利用などを通じて利益を受ける側面もあり、リスクとベネフィットのバランスを適切に考慮することが肝要との意見も示されました。社会全体でデジタル化が進む中、子どもが安心してデジタルな環境に参加・適応できるよう、ステークホルダーが主体的に役割を果たしていくことが求められ、こうした取組は、できる限り早期の段階から継続的に行われることが望ましいとされました。

また、具体的な制度設計を考えるに当たっては、次のような指摘がありました。

- ・ **論点の明確な切り分け**：子どもの個人情報の保護と、教育・子ども向けサービス・子どもも利用可能な一般サービス等におけるそれぞれが孕む被害リスクの議論は、混同せず分けて考える必要があり、それにより目的に応じた制度設計ができるのではないか。
- ・ **多様なサービス形態への対応**：従来型のサービスでは親権者と契約するなどが可能であった。他方で、近年 AI の利用や学校を通じたサービス提供等、必ずしもシームレスな対応ができないケースが生じるなど、態様の多様化が進んでいることを考慮すべきではないか。
- ・ **目的に応じた制度設計の重要性**：一部の国・地域では、子どもの SNS 等を禁止・制限しているが、子どもの成長段階に応じて変化する子どものニーズや声にも配慮することも必要である。一律的な禁止ではなく、デジタル空間での被害に即して、立法、企業の自主的取組、社会全体での対応といった多層的なアプローチによって、目的に応じた規制を構築することが不可欠ではないか。
- ・ **子どもの意思の尊重**：子どもは「保護すべき存在」と捉えられがちだが、自らの意思を持ち、声を発する権利がある。特に、親権者の意向が子どもの意思や最善の利益と一致しない場合もあるため、SNS 上での SOS の発信など具体的な状況において、子ども本人の意思や状況を尊重して、丁寧に汲み取る視点が必要ではないか。
- ・ **実務上の限界の認識**：年齢確認や、親権者であるかの確認など、実務上、デジタル空間で「らしさ」を超えた対応を要求することは負担が大きいのではないか。また、デジタル・フィジカル、さらには、シーンごとに、親権者を特定して義務履行することの負担が増すケースも想定されるのではないか。

こうした議論を通じて、個人情報・プライバシー保護と子どもの権利利益の実現、そして社会実態を捉え、適切なバランスをいかに取るかが、今後の重要な課題であることが確認されました。その上で、企業の自主的な取組や、諸外国・地域に対応してきたグローバル企業の対応を

参考にし、自主的または法的な規制の在り方を検討していくことも重要との示唆がありました。

(2) 生体データに関する保護について

生体データについては、防犯、認証の目的に活用され、また、声や表情に関するデータを AI に学習させることによって、感情の傾向や意欲低下の兆候を分析できるようになるなど、より高度で先進的な活用も進められてきています。その一方で、どのような取組があるか本人や社会から見えづらいという課題感があることが共有され、生体データの利活用が内包するリスクとイノベーションを不当に阻害しないという観点や、生体データの性質及び利用のコンテキストに鑑みて必要な規制とはどのようなものか意見が交わされました。とりわけ、全ての生体認証データを画一的に規制対象とすることは、イノベーションを阻害するリスクがあると指摘されました。そのため、生体認証データのなかでも、本人識別を目的とするものと、その他の識別性を有するデータとを区別し、それぞれに応じた規律を設けるべきとの意見が出されました。こうした定義の明確化により、必要な保護を重点的かつ適切に講じることが可能になると考えられます。

不変性のある顔特徴データなどの生体データの漏えい等が生じればその本人への感情的なダメージが与えられかねないこと、イノベーションに包含される不確実性と、万一の被害に対する救済の要請とをどう両立するかといった観点から、課題解決のための検討が必要との意見がありました。

議論のなかでは、学習データの管理に関する課題も浮き彫りになりました。たとえば、AI システムで使用される学習データを削除することは、AI の出力結果の一貫性を維持するため、容易ではない場合があります。また、AI モデルの構造や顔の特徴など変化しにくい属性の安定性といった要因も、データ管理の複雑性を高める要素として挙げられました。さらに、データ削除の問題は、データの利用目的と混同せずに慎重に検討すべきである点も指摘されました。

さらに、顔特徴データを含む生体データについては、本人がコントロールできない中で取得される可能性があること、生体データそれ自体が多様であることのみならず、どのように利用するかという取扱い態様によってリスクが異なることといった留意点があることが指摘され、安心・安全な環境が保たれるよう、これを利用する事業者がリスクに関する説明責任を果たすことやコミュニケーションを図ることが求められることが肝要であると確認されました。

なお、今後の検討に当たっては、抽象的なリスクやおそれにとどまらず、例えば、「カメラ画像利活用ガイドブック」等のようにユースケースを踏まえた具体的な議論が必要との認識が共有されました。

(3) 広告規制について

Cookie ID を含む個人関連情報（これに相当する仮名加工情報、匿名加工情報に含まれる項目）について、パネルでは以下のような意見が示されました。

まず、フィッシング詐欺・詐欺広告等が規制対象として挙げられている一方で、実務上、事業者からすると、どこまでが規制対象かが不明瞭であること、またその結果としてイノベーションが阻害されるという懸念が出されました。また、電気通信事業法における外部送信規律に対し、個人情報保護法は実態的規律・出口規制にシフトしてきているとの指摘がありました。

今後の検討に当たっては、事業者が各事業のリスクを把握した自主的な取組を行い、消費者に向けて開示していくことによって、規制が不要となり得る場面もありうるのではないかという意見が出されました。また、仮に規制を検討するとしても、萎縮効果を避けるため、議論は慎重に行われるべきであり、法的強制に依存するだけでなく、企業による自主的な取組や透明性の確保といったアプローチを補完的に活用することの重要性が強調されました。

2. パネルセッション②：AI時代の新たな法形成－イノベーションと信頼を両立する日本の戦略

パネルセッション②では、AI法の成立を踏まえ、AIのイノベーション促進とリスク対応を両立させるガバナンスをいかに実現するかが活発に議論されました。

(1) AIが問い直す伝統的な法形成の在り方

法律により規制等を導入する場合には、伝統的に立法事実の存在を踏まえ、立法事実を照らした立法の目的の正当性と、導入する手段の目的との合理的な関連性が必要と考えられてきました。このような考え方には、3つの主要な前提が存在していました。第一に、生じうるリスクが事前に予測できること、第二に、そのリスクの緩和や望ましい価値の達成に向けたプロセスやルールを具体的に記述できること、そして第三に、万一事故等が発生した場合に責任者を明確に特定できることです。

しかし、AIは、これらの前提を根本から揺るがしています。AIは事前に全ての挙動やリスクを予測することが困難であり、その複雑な内部プロセスゆえに詳細なルールを規定することも、単一の責任者を特定することも容易ではありません。

パネルセッションでは、このようなAIの特性を踏まえ、従来の前提を問い直すことが、今後のAIガバナンスにおいて極めて重要であるとの認識が共有されました。とりわけ、不完全さを理由にイノベーションを拒否するのではなく、新しい技術をまず試すこと、問題が発生した際に修正することといった実験的・反復的なアプローチの重要性が強調されました。

(2) AI法とPDCAサイクル

AI法の目的は、既存の法制度を活用しながら国民生活の向上・経済発展（イノベーション促進）とAIリスクへの対応を両立させることにあります。そのためAI法では、急速に進化するAI技術に柔軟に対応できる「PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクル」に基づくガバナンス手法が採用され、罰則規定は特に設けられていません。

具体的には、AI法は不適切なAI利活用によって個人情報の漏えいや著作権侵害等の問題が生じ得ることを踏まえ、その適正な実施のためにAI開発・利用プロセスの透明性確保など必要な

措置の実施を求めています。さらに附則では施行後の定期見直し規定が設けられており、政府は国際的動向や社会経済情勢の変化を勘案しつつ本法の施行状況を検証し、必要に応じて結果に基づき所要の措置を講ずるものとされています。この継続的な検証と改善のサイクルにより、AIの利用に伴う予測不可能な事象にも対応できると指摘されました。

また、このようなPDCAサイクル型のガバナンスを機能させるには、行政当局と企業や消費者などのステークホルダーとの対話（エンゲージメント）による問題解決が重要な柱との指摘もされました。AI法にも、AIの研究開発・利用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた場合には原因を分析・検討し、その結果に基づいて研究開発機関や活用事業者に対する指導・助言・情報提供その他の必要な措置を講ずる旨が規定されています。この行政と企業の対話重視アプローチにより、現場で課題が発生した際には柔軟かつ迅速に対応策を講じることが可能となります。パネルセッションでは、このような行政と民間の対話重視のアプローチにより、事業者が突然の法執行に直面して萎縮することなく、実務上の課題発生時に柔軟かつ迅速な対応策を講じていくことが可能になるとの認識が共有されました。

(3) 事業者のイノベーションの確保に向けて

本パネルセッションでは、イノベーションを阻害しないルール形成も大きなテーマとなりました。前述のとおりAI法は罰則を伴わない法律であり、技術の発展に応じて柔軟に対応できる仕組みになっています。画一的・過度な規制で企業のAI開発意欲を損なうことなく、民間の創意工夫を促しつつ必要なガバナンスを効かせることが、新たな技術実証やサービス展開の機会を確保する上で重要だと指摘されました。

実際、日本企業の多くは品質管理や法令順守の文化が根付いており、行政のガイドラインや業界標準を遵守する傾向が強いと言われます。政府もそうした企業の自主的な努力を尊重する立場を取っており、民間主導の取組による好循環の創出を目指しています。パネルセッションでは、企業側でも自主規制や情報開示を積極的に行うことで社会の信頼を確保し、自社のイノベーションを加速させることが可能になるとの意見が交わされました。

さらにグローバル企業にとっては、一国の法規制だけでなく事業展開する各国の規制を全て遵守する必要があります。事業者の責任として各国法規制への遵守状況を透明化することが重要であるとの指摘もなされました。加えて、AIガバナンスに関しては官民の連携もカギとなります。例えばG7広島サミットで日本が主導した「広島AIプロセス」では、企業から行政機関への自主的な報告枠組み（レポートリング・フレームワーク）が構築されており、このような官民連携の取組を活性化していくことも重要であると議論されました。

(4) AIとガバナンスについて

AIガバナンスを検討する上で、まずAIがもたらすリスクと便益を正確に把握することが不可欠です。パネルディスカッションでは、AIのリスクや社会にもたらす価値が、時間の経過とともに質的に変容していく性質を持つことが指摘されました。そのため、固定的な前提にとらわれることなく、時間の経過や技術の成熟度に応じて、具体的なケースごとにリスクを見極め、議論を進める姿勢が重要であるとの意見が示されました。例えば、生成AIの台頭によって新た

なプライバシーリスクや知的財産上の課題が生じた際には、その都度リスクの実態を分析し、適切な対策を検討していく柔軟性が求められるでしょう。

さらに、AI法で掲げられたPDCAサイクルの実践においては、「政策レベルでのPDCAサイクル」だけでなく、「現場レベルのPDCAサイクル」も極めて重要であるとの指摘がありました。現場に近い企業が自主的な標準（中間規範）を策定し、自ら現場レベルのPDCAを回すことで、実践を通じてベストプラクティスを構築していくことが重要であると議論されました。これは、企業が過度に萎縮することなく、安心してAIの開発・活用に挑戦できる環境整備へとつながるものと期待されます。

3. 終わりに

今回のラウンドテーブルでは、個人情報やプライバシーの保護と、データおよびAIの利活用をめぐる制度の在り方について、多角的かつ実務に即した議論が交わされました。技術の進展や社会の変化に伴い、リスクは複雑化・多様化しており、それらに対する制度的対応も、固定的な枠組みではなく、柔軟で段階的な見直しが求められていることが共有されました。

今後は、過度な規制によってイノベーションを阻害することなく、企業の自主的な取組や国際的な動向も踏まえた柔軟な制度設計を通じて、安心と信頼の醸成、そして社会的受容性の向上を図ることが、日本の持続的な競争力確保にとって不可欠であるという認識が示されました。

Authors

弁護士 金山 藍子（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2001年東京大学法学部卒業、2005年弁護士登録（第二東京弁護士会所属）。森・濱田松本法律事務所、国土交通省、Google 合同会社を経て2019年1月から現職。現在は、弁護士として、規制対応、データ、ガバナンス関連の業務に広く関与している。

弁護士 日置 巴美（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2008年新司法試験合格。司法修習の後、国会議員の政策担当秘書を歴任。その後、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官補佐等として、2017年改正個人情報保護法の制度設計から施行準備までを担当。現在は、弁護士として、データの取扱いに係るプラクティスに広く関与しており、法令遵守、レピュテーションリスク、CSR、行政対応、危機管理等の多角的な観点から、事業規模等を踏まえたリーガルサポートを行っている。また、近時は、行政機関、企業等の検討会の委員としても活動している。

弁護士 田中 太郎（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：日本の大手法律事務所および国際連合（ジュネーブおよびニューヨーク）での執務経験を経て、現職。国際企業法務のほか、AI、ビジネスと人権、ESG/SDGs、D&Iのほか、国際仲裁等の国際紛争案件、東南アジアに関する業務を取り扱う。フルブライト奨学生としてアメリカの法科大学院修了後、国際連合にて勤務し、ウクライナやミャンマーをはじめとした紛争下における国際人権法上のさまざまな問題に取り組む。国際刑事裁判所等において被害者を代理した経験を有する。

弁護士 清水 裕大（三浦法律事務所 アソシエイト）

PROFILE：2014年明治大学法学部卒業、2016年早稲田大学法科大学院修了、2017年弁護士登録（第一東京弁護士会所属）、2020年社会保険労務士登録（東京都社会保険労務士会所属）。高井・岡芹法律事務所（～2021年4月）を経て、2021年5月から現職。2022年3月から2024年6月までデジタル庁に出向し、2023年にはデジタル規制改革推進の一括法、2024年にはベース・レジストリの整備や利用促進を実施するデジタル手続法等の改正に関し、制度設計から施行準備まで従事。現在は、弁護士として、データの取扱いや人事労務に係るプラクティスに広く関与している。

弁護士 榮村 将太（三浦法律事務所 アソシエイト）

PROFILE：2022年弁護士登録（第一東京弁護士会）西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を経て、2024年8月から現職。従業員不正や当局対応等の危機管理・コンプライアンス案件、訴訟・紛争案件に加え、景品表示法を含む消費者法や人事労務等を中心に広く企業法務全般を取り扱う。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。